

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

大西真由美



**国民年金第1号被保険者の
産前産後期間の保険料免除**

36

産前産後にある国民年金の第1号被保険者の保険料免除制度が、平成31年4月に施行されます。(第1号から3号の区別は表のとおり)

国民年金の第2号被保険者は、産前産後休業(出産日及び出産予定日のうちどちらか早いほうの日以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から、出産日後56日までの間に、妊娠または出産が理由で労働に従事しないこと)をする間は、厚生年金保険の保険料の負担

は本人分と事業主負担分の両方が免除されます。

そして、産前産後休業をした日は、老齢基礎年金の額を計算する際に満額につながる1ヶ月として計算されます。

国民年金の第3号被保険者は、産前産後にあるかどうかにかかわらず、国民年金の保険料と厚生年金保険の保険料は、負担することがありません。もちろん産前産後にある月かどうかにかかわらず、老齢基礎年金の計算をする際に

(表)被保険者の区別

■第1号被保険者■

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の者。第2号・第3号被保険者に該当しない者。具体的には、自営業者・農業従事者とその配偶者、無職・失業中の人とその配偶者、大学等の学生など

■第2号被保険者■

被用者年金各法の被保険者、組合員、加入者。65歳未満の者

■第3号被保険者■

第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の者(年収基準あり)

満額につながる1ヶ月として計算されます。

現行では、国民年金の保険料の納付がどの程度免除されるかを判定する基準に、産前産後にあるかどうかという項目が含まれていないため、国民年金の第1号被保険者は産前産後にあるからといって保険料の納付を免除される訳ではありません。したがって、第2号、第3号被保険者との差異が存在しています。

次世代の育成を支援するため、この不利な扱いを受ける仕組みが来年4月より改められます。対象者は、年間20万人を見込んでいます。具体的内容は、

- ①国民年金第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合には出産予定月の前3カ月目)から出産予定月の翌々月までの各月の分(4カ月分)の国民年金の保険料の納付が全額免除されます。出産の範囲は、他の社会保障制度と同様に、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)です。

②保険料納付が免除された

月は、保険料納付済期間に入られ、老齢基礎年金の額を計算する際に満額につながる1ヶ月として評価されます。

③産前産後期間の国民年金第1号被保険者の保険料納付が免除されることにより新たな財源が必要となるため、平成31年4月以降の国民年金の保険料額(保険料改定率を乗じる前の額)は、月額16900円の保険料に100円が上乗せされ、17000円に改められます。実際に払う保険料は、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され平成31年度は、17000円に保険料改定率0・965を掛けた16410円となります。

他に、当該期間でも付加保険料を納付することが出来ません。国民年金に任意に加入している者は、当該期間、免除は適用されません。事務手続きは、被保険者は市町村窓口で母子健康手帳その他出産予定日を明らかにすることができ書類を添えて届出ます。また、出産日以降に届出手続きを行う場合、出

産日は市町村で確認可能であるため、出産日を明らかにする証明書類は原則不要ですが、別世帯の子の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにすることができ書類を添えて届出ます。

出産予定日の6ヶ月前から届出を受け付けますが、施行日以降の届出のみ認め、事前受付は行いません。そして、届出の期限は設けず、遡及については法定免除と類似の取扱になります。(国民年金法第88条の2)

年金の受給や適用は、届出・申請・請求等をしなければ反映されません。35歳、45歳、59歳の方は、郵送された「封書」の「ねんきん定期便」(年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレット等)の内容を確認し、他の方も、「ねんきんネット」等から確認してみてください。必要な届出等がされているか再確認してみると良いですね。

(大西社会保険労務士事務所 社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会 会員)